

岩手県告示第 599 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 重茂半島線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市赤前第 17 地割 32 番 1 地先から第 16 地割 50 番 9 地先まで	新	m 43.8~6.5	m 1,050.0
	旧	39.6~4.8	1,050.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 7 月 14 日から同年 8 月 14 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 北上水沢線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町六原北長根 48 番地先から二の町表 155 番 1 地先まで	新	m 23.2~12.9	m 1,782.2
	旧	18.9~7.5	1,782.2
胆沢郡金ヶ崎町西根掛越 48 番 9 地先から大森 17 番 50 地先まで	新	B 26.8~15.0	422.2
	旧	A 22.7~12.6	398.0
		B 26.8~15.0	422.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 7 月 14 日から同年 8 月 14 日まで